新たな化学物質規制が始まってます！

～ 自律的に管理すべき対象物質が大幅に拡大されました ～

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく**新たな化学物質規制**を導入し、**令和6年4月から施行**されています。

新たな化学物質規制は、**幅広い産業に適用**されることから、**危険・有害な化学物質管理**の重要性を再確認の上、それぞれの職場で取り扱っている化学物質の再点検及びその結果に基づいた**自律的な管理**の取組を確実に進めましょう。

【石川労働局HP】
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/newpage_00532.html

『化学物質なんて、ウチには関係ないでしょ！』等と見過ごしていませんか？

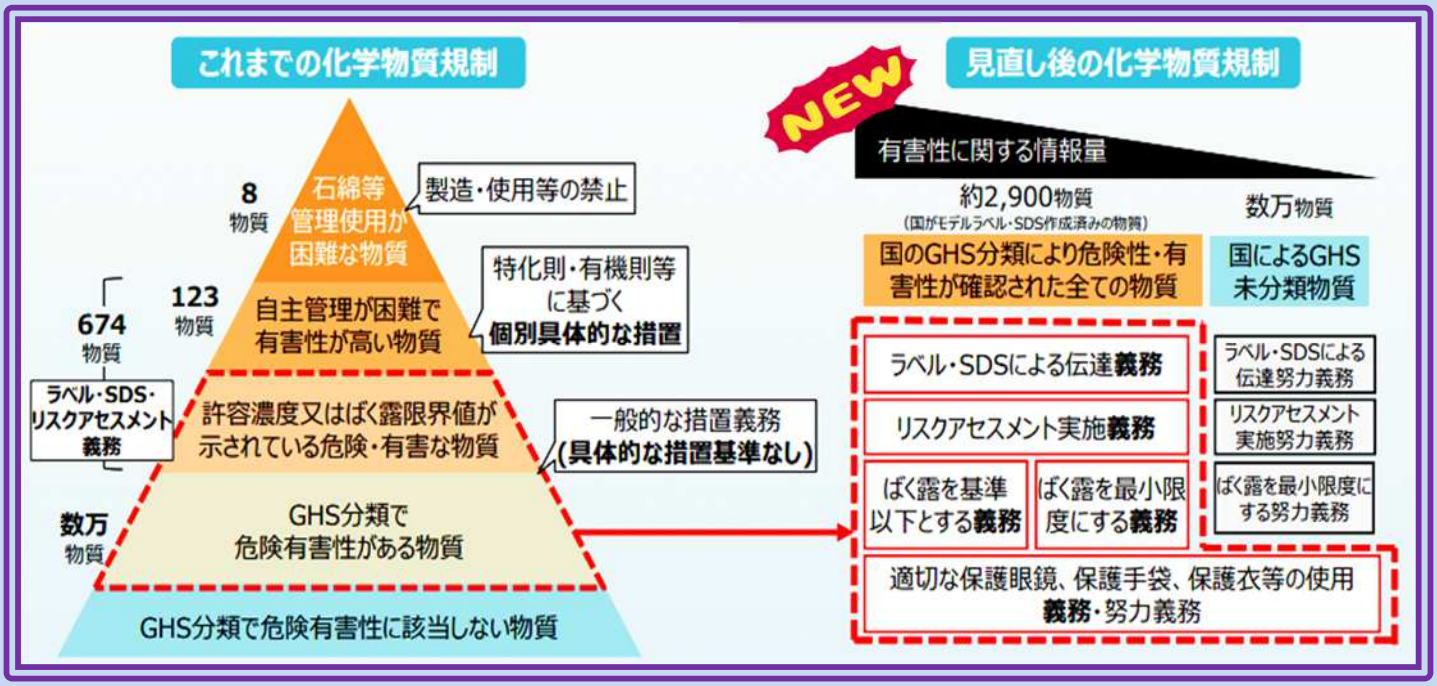

※ **製造業などの工業的な業種**だけではなく、一見、化学物質と縁遠いと思われる、**非工業的な業種（サービス業など）**における作業（洗浄、消毒、清掃、洗濯など）でも化学物質に起因する災害が発生しています。

※ 新たな法令改正によって、職場で**自律的に管理すべき化学物質**の対象が**大幅に拡大**されていますので、再点検をお願いします。

→ 裏面の「自主点検表」で チェック ！

※ 法定の表示・通知対象（リスクアセスメント対象）化学物質
→「職場のあんぜんサイト」（表示・通知対象物質の一覧・検索）
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.htm

厚生労働省 石川労働局

【令和7年4月】

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ がつかない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（ＲＡ）対象物であるかを把握していますか。 □

解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
令和６年４月１日時点のＲＡ対象物は[こちらのリスト]をご覧ください。
また、令和７年４月１日に約 700 物質、令和８年４月１に約 800 物質が追加される予定です。追加物質は、以下の一覧表を確認してください。
[労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付等の義務対象物質一覧]

R6.4.1 時点　R7,R8 追加分

② 化学物質管理者を選任していますか。 □

解説 令和６年４月１日からＲＡ対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。
化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のＱ＆Ａの 10 ページに記載の No.2-1-1 、No.2-2-2 をご確認ください。
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A]

③ ＲＡを実施していますか。 □

解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。下の Q&A も参照してください。
Q1-1 [なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。]
Q1-2 [リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。]
厚生労働省では、RA の実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従って RA を実施した場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。
[建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル]

Q&A　マニュアル

④ ＲＡの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。 □

解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のＱ＆Ａも参照してください。
Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。]
Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。]
③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。

⑤ 安全データシート（ＳＤＳ）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 □

解説 化学物質を取り扱う労働者が常時ＳＤＳを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のＱ＆Ａも参照してください。
Q15-1 [入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。]
Q15-2 [ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。]

⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。 □

解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&A の 11 ページ以降に記載の No.2-2-1 、No.2-2-2 をご確認ください。
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A]

⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、ＳＤＳ等による通知を行っていますか。 □

解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にＳＤＳの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。下のＱ＆Ａも参照してください。
Q13-1 [SDS はいつ交付しなければならないのか。]
Q13-2 [ホームページで SDS を提供しても良いか。]